

陳 情 文 書 表

<p>受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名</p>	<p>陳情第 139 号 (4. 3. 15) 選択的夫婦別姓の導入に向け一日も早い民法改正を要請する意見書提出を求める陳情</p>
<p>陳 情 の 要 旨</p>	<p>「二人とも、夫または妻の姓を名乗る」「夫も妻も結婚前の姓を名乗り続ける」ことを選択が自由にできる「選択的夫婦別姓制度」の導入へ、民法改正を求める意見書を国にあげること。</p>
<p>陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名</p>	<p>神戸市垂水区 新日本婦人の会 垂水支部 支部表 岡 本 初 美 ほか8名</p>
<p>送 付 委 員 会</p>	<p>総務財政委員会</p>

新日本婦人の会

代表	垂水支部	支部長	岡本初美	神戸市垂水区
	東灘支部	支部長	蟻塚ひろ子	神戸市東灘区
	灘支部	支部長	磯谷恵美子	神戸市灘区
	中央支部	支部長	前田安枝	神戸市中央区
	兵庫支部	支部長	高橋房子	神戸市兵庫区
	北支部	支部長	稲波悦子	神戸市北区
	長田支部	支部長	栗田皎江	神戸市長田区
	須磨支部	支部長	関 和枝	神戸市須磨区
	西支部	支部長	林 真澄	神戸市西区



「選択的夫婦別姓の導入へ一日も早い民法改正をもとめる意見書」を国に上げることがを求める陳情

【陳情主旨】

新日本婦人の会は、1962年の創立以来、平和と女性の人権・地位向上をかね、ジェンダー平等の社会をめざしてとりくんでいる、国連NGOの女性団体です。

国連は、SDGs・持続可能な開発目標の達成にジェンダー平等が決定的に重要と位置づけ、世界各国がジェンダー不平等解消へ努力しています。日本はジェンダー平等度ランキングで、世界156か国中120位と大幅に遅れ、特に政治分野147位、経済分野117位とおくれがきわだっています。「女性の権利を国際水準に」は、いま、あらゆる女性たちの共通の願いです。政府が、女性差別撤廃条約の批准国として責任を果たすためにも、具体的にとりくんでいくことが求められています。

とりわけ国連女性差別撤廃委員会が繰り返し、法改正を勧告している「選択的夫婦別姓の民法改正」は喫緊の課題です。世界で夫婦同姓を法律で義務付ける国は日本だけです。(2015年政府答弁)。世論調査でも「選択的夫婦別姓導入賛成」が7割、昨年10月の衆院選でも争点になり、最高裁判事国民投票では、夫婦別姓を認めない民法規定を合憲とした裁判官に、罷免票が多く集まりました。とくに、若い世代から「なぜ認めないの?」と厳しい批判の声があがっています。

審査

姓を変更するのは96%が女性であるという現状に、私たちが取り組んだアンケートには、「仕事や研究で、改姓により、それまでのキャリアが中断し、不利益を被っている」、「結婚・離婚と経験し、姓変更は銀行や他の書類手続きがとても大変で、精神的、身体的にもストレスが多かった。」「同姓を強制することなく女性の意思や自尊心を大切にしてほしい」「事実婚の後、出産直前に婚姻届を出して戸籍上は夫の姓にした。生活の殆どで旧姓を使用するので、日常的に不便さがつきまとう」と、切実な声が寄せられています。

今の民法の最大の問題点は、「夫婦別姓の選択肢」がないことです。多様性を尊重する社会実現において、「夫婦別姓の選択肢」がないことは、女性だけでなく、男性にとっても人権問題であり、憲法13, 14, 24条にも反するのではないのでしょうか。別姓を選択する自由を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声にこたえ、急ぎ実現すべきです。

選択的夫婦別姓導入を求める意見書は、全国300以上の議会で採択されています。一刻も早く、国への意見書を提出して下さるよう、陳情いたします。

【陳情項目】

- 一、「二人とも、夫または妻の姓を名乗る」「夫も妻も結婚前の姓を名乗り続ける」ことの選択が自由にできる「選択的夫婦別姓制度」の導入へ、民法改正を求める意見書を国にあげてください。

を